

# — 「監査法人の組織的な運営に関する原則」 (監査法人のガバナンス・コード)の概要 —

金融庁 総務企画局 企業開示課 開示業務室長 原田一寿  
企業開示課 専門官 林 健一

## 1. はじめに

平成29年3月31日、金融庁に設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(座長：関哲夫 みずほフィナンシャルグループ取締役)(以下、「検討会」という)において、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(以下、「コード」という)が策定・公表された。

本コードは、組織としての監査の品質の確保のため、監査法人が実効的な組織運営の実現に向けた改革を進めるうえで、大きな意義を有するものと考えている。

本稿は、監査法人はもちろんのこと、被監査会社、株主及び資本市場の参加者等のコードに対する理解を深める一助となるよう、コードの策定経緯、構成及び概要、内容、適用対象、当局における監査法人の取組みの実効性を確保するための対応等について概説することとする。

なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解であることをお断りしておく。

## 2. 策定の経緯

資本市場を支える重要なインフラである会計監査は、最近の不正会計事案などを契機として、改めてその信頼性が問われている状況にある。

こうしたことから、会計監査の信頼性確保に向けた必要な取組みについて検討するため、平成27年9月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置され、平成28年3月には同懇談会の提言が取りまとめられた。

提言では、大手上場企業等の監査を担う監査法人の経営陣によるマネジメントについて、規模の拡大や組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると指摘された。こうした指摘を踏まえ、監査法人においては、大手を中心にマネジメントの強化に向けた取組みが進められている。

このような背景の下、大手上場企業等の監査を担う監査法人における組織的な運営を確保するとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、監査法人のガバナンス・コードを策定すべく、平成28年7月に検討会が設置された。検討会では、有識者による検討を重ね、平成28年12月にコードの案が取りまとめられ、その後、広く意見募集を行うため、平成28年12月15日から平成29年1月31日にかけて、パブリック・コメントに付された。さらに、寄せられた意見も踏まえ、平成29年3月31日に最終化したコードが公表された。

—— 「会計監査の在り方に関する懇談会」 提言の概要 ——

平成28年3月8日

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>1. 監査法人のマネジメントの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 監査法人のガバナンス・コード<br/>(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立, コードの遵守状況についての開示)</li> <li><input type="checkbox"/> 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備<br/>(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)</li> </ul>            | <p><b>4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 監査法人の独立性の確保<br/>(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)</li> <li><input type="checkbox"/> 当局の検査・監督態勢の強化<br/>(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上, 監査法人に対する監督の枠組みの検証等)</li> <li><input type="checkbox"/> 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化<br/>(品質管理レビュー等の見直し等)</li> </ul>  |
| <p><b>2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 企業による会計監査に関する開示の充実<br/>(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)</li> <li><input type="checkbox"/> 会計監査の内容等に関する情報提供の充実<br/>(監査法人や当局による情報提供の充実, 監査報告書の透明化, 監査人の交代理由等に関する開示の充実等)</li> </ul> | <p><b>5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 企業の会計監査に関するガバナンスの強化<br/>(監査人の選定・評価のための基準の策定, 監査役会等の独立性・実効性確保, 適切な監査時間の確保等)</li> <li><input type="checkbox"/> 実効的な内部統制の確保<br/>(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)</li> <li><input type="checkbox"/> 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)</li> <li><input type="checkbox"/> その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)</li> </ul> |
| <p><b>3. 企業不正を見抜く力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮<br/>(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)</li> <li><input type="checkbox"/> 不正リスクに着眼した監査の実施<br/>(監査基準, 不正リスク対応基準等の実施の徹底)</li> </ul>                                  |   |



有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立  
 ⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化, 市場全体における監査の品質の持続的な向上

—— 監査法人の規模 ——

所属公認会計士数

No.	監査法人名	公認会計士である社員 (パートナー)の数	使用公認会計士数	公認会計士資格を 有する者(計)
1	新日本有限責任監査法人	618	2,768	3,386
2	有限責任監査法人トーマツ	544	2,635	3,179
3	有限責任 あずさ監査法人	567	2,437	3,004
4	PwCあらた有限責任監査法人	91	763	854
5	太陽有限責任監査法人	58	183	241
6	東陽監査法人	91	71	162
7	PwC京都監査法人	23	95	118
8	仰星監査法人	43	61	104
9	三優監査法人	26	61	87
10	優成監査法人	20	55	75

(出典)平成28年3月期に各法人が提出した業務及び財産状況に関する説明書類

### 3. コードの構成及び概要

コードは、監査法人の組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則(①監査法人が果たすべき役割, ②組織体制(経営機能), ③組織体制(監督・評価機能), ④業務運営, ⑤透明性の確保)と、それを適切に履行するための指針から成っている。また、各原則には、理解の助けとなるよう原則の「考え方」を記載している。

具体的には、

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- ・ 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること、
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること、
- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと、
- ・ さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などが規定されている。

コードの特徴の一つとして、プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法を採用したことが挙げられる。

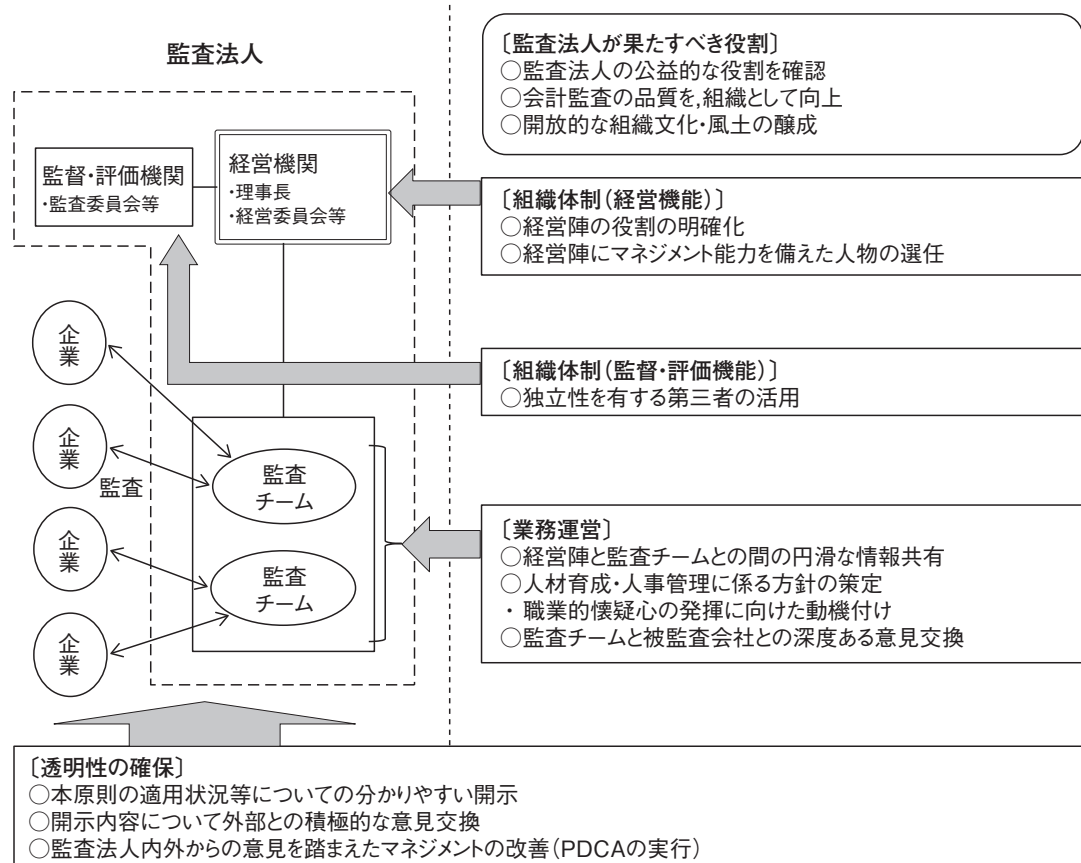
詳細な規定を設けるルールベース・アプローチは、明確性の高い規範が示される結果、予見可能性を確保することが可能となる一方、監査法人の規模や特性等を踏まえた柔軟な対応ができない可能性等が指摘されている。コードは、

大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、実際のガバナンスやマネジメントの形態は、監査法人の規模や特性等により異なるものと考えられることから、一律のルールを定めて対応することは適当ではない。このため、プリンシプルベース・アプローチを採用し、各監査法人がコードの各原則の趣旨を十分に理解し、創意工夫を凝らしながら柔軟に対応することが、監査法人の実効的な組織運営の実現のためには望ましいと考えている。

コンプライ・オア・エクスプレインの手法についても、監査法人の規模・特性等に応じた柔軟な対応を許容することで、実効性のある組織運営の実現を可能とすべく採用されたものである。監査法人にとっての最適なガバナンスは、規模・特性等によって異なることが想定される場所、一律に体制整備等を求めるとすると、形式的な対応に終始してしまい、かえって実効性を伴わないおそれがある。このため、実施することが一般に望ましいと考えられる原則を示しつつ、各監査法人が実情を踏まえ、実施の必要性のない原則については、十分に説明(エクスプレイン)することで、実効的な組織運営の実現に向けた取組みが促されるものと考えられる。

この他の特徴として、先行している海外の監査法人のガバナンス・コードにはない取組みが盛り込まれていることが挙げられる。海外においては、イギリスでは2010年、オランダでは2012年に監査法人のガバナンス・コードが導入され、また、イギリスでは、2016年にコードを改訂している。イギリス及びオランダのコードでは、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が公表している倫理規定における基本原則(①誠実性, ②公正性, ③職業的専門家としての能力及び正当な注意, ④守秘義務, 及び⑤職業

## 監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)のポイント



的専門家としての行動、の5原則)が求められている。わが国のコードは海外の例も参考しているが、国により監査法人の環境や課題は異なり、わが国の監査法人の実情に即したコードとすることが重要であるとの有識者の意見を踏まえ、マネジメントによるリーダーシップの強化に重点が置かれていることや、ITの活用推進を記載している点などがわが国独自のものとなっている。

#### 4. コードの内容

以下、コードの具体的な内容について紹介していきたい。

原則1では、「監査法人が果たすべき役割」として、「監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加

者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである」とされている。

監査法人は、会計監査の公益的な役割を確認し、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要であることから、指針1-1では、「監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿

勢を明らかにすべき]ことを求めている。また、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、法人の構成員の能力を十分に発揮させるため、指針1-4では、「監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである」とされている。また、指針1-5では、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置付けについての考え方を明らかにすることを求めている。ここで言うグループには同一ネットワークに加入する日本国内の法人も含まれているが、本コード全体の目的は「組織としての監査の品質の確保」にあるということ踏まえ、例えば監査品質と関連が無いような全ての非監査業務に関してまでつぶさに明らかにすべきということではなく、本指針においても本原則全体の目的である「組織としての監査の品質の確保」といった観点からの考え方が明らかにされるべきであると考えられる。また、「位置付け」は、人材育成などのポジティブな面と利益相反などのネガティブな面の双方を含む考え方や業務に与える影響を意味しているが、「組織としての監査の品質の確保」の観点から、法人の運営や評判等に与える影響についても考慮する必要があることに留意が必要である。

原則2では、「組織体制(経営機能)」として、「監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである」とされている。

最近の不正会計事案では、監査品質の確保に関する組織全体の取組みが十分に浸透していない状況を経営に関与する社員が把握しておらず、公認会計士・監査審査会の検査等の指摘事項に対する改善が徹底されていなかったこと等により、組織としての高品質な監査の提供ができて

いなかったことが指摘されている。このような指摘を踏まえ、特に、被監査会社と意見が対立しているような法人が組織として対応することが必要な状況においては、トップを含む経営機関の主体的な関与が、現場の会計士の士気を高め、職業的懐疑心の十分な発揮につながるものと考えられる。指針2-2では、「監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである」とされており、その中で「監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与」を求めている。

原則3では、「組織体制(監督・評価機能)」として、「監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである」とされている。

監査法人は、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能強化に併せ、その実効性について監督・評価する機関を設けるべきであるとの考えから、指針3-1では「監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである」とされている。また、監督・評価にあたっては、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点の活用が有用であるとして、指針3-2では、「監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである」とされている。第三者を選任

するにあたり、どのような経験や知見などを有している者を選任すれば良いのかが各法人の工夫のポイントとなるが、それは監査法人の規模やガバナンス体制、組織の課題等によって異なり、一律的なものではない。重要なことは、監査法人が、組織的な業務運営を実現させるために、どのようなことが必要であるかを真に考え、それに対応するために相応しい第三者を選任することであると考えている。

原則4では、「業務運営」として、「監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである」とされている。

これは、原則1及び2でトップがリーダーシップを発揮することや、経営機関のマネジメント機能の充実について述べているのを受け、原則4において、このような経営機能の発揮のためには、監査の現場までその考え方を浸透させるための態勢整備が必要である。そのためには、経営機関の考え方を法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするための大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であると考えており、指針4-2において、「監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである」とされている。監査法人が、組織として人材育成、人事管理・評価等に注力し、これを十分に機能させることが、監査品質の向上に向けた取組みに実効性を伴わせるものと考えている。

原則5では、「透明性の確保」として、「監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである」とされている。

指針5-1では、「監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである」としている。透明性報告書は、資本市場の参加者等が監査法人を評価するためにも用いるという趣旨・目的を踏まえ、単にコンプライしている旨のみを記載したり、他法人と同一表現の記載(ボイラプレート)にならないよう、各法人の創意工夫がなされることが必要である。また、指針5-5では、「監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべき」とことが求められている。監査法人は、コードの適用状況や監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実させようとして、資本市場の参加者等との意見交換を積極的に行うとともに、監査法人内においても、その実効性について評価を行うことで、監査法人内外からの意見を踏まえたPDCAサイクルを実践し、組織的な運営の改善に結びつけていくことが重要であると考えている。

#### (企業へのインプリケーション)

コーポレートガバナンス・コードにおいて、上場会社に対して外部会計監査人との十分な連携の確保が求められているのに対応して、監査法人のガバナンス・コードにおいても、適正な監査の確保に向けて、監査法人に対して被監査

## 「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用した監査法人のリスト

平成29年4月28日

【全体計：12】

	監査法人名 (五十音順)	法人のウェブサイトの アドレス(URL)	コードの適用状況の公表を行った ウェブサイトのアドレス(URL)
1	有限責任 あずさ監 査法人	http://www.azsa.or.jp	https://home.kpmg.com/jp/ja/home/about/ azsa/azsa-quality.html https://home.kpmg.com/jp/ja/home/about/ azsa/azsa-quality/azsa-quality-supplement. html
2	かがやき監査法人	http://www.kagayaki-audit.com/	-
3	仰星監査法人	http://www.gyosei-grp.or.jp	-
4	三優監査法人	http://www.bdo.or.jp/	-
5	新日本有限責任監 査法人	http://www.shinnihon.or.jp/	https://www.shinnihon.or.jp/about-us/our- profile/stakeholder/audit-quality-report/
6	太陽有限責任監査 法人	http://www.gtjapan.or.jp	-
7	有限責任監査法人 トーマツ	http://www.deloitte.com/jp	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/ about-deloitte/articles/news-releases/ nr20170407.html?nc=1
8	東陽監査法人	http://www.bdo-toyo.or.jp	-
9	ひびき監査法人	http://pkf-hibiki-audit.com	-
10	PwCあらた有限 責任監査法人	http://www.pwc.com/jp/assurance	http://www.pwc.com/jp/ja/assurance/ corporate/governance-code.html
11	PwC京都監査法人	http://www.pwc.com/jp/kyoto	-
12	優成監査法人	http://www.crowehorwath.net/ yusei/	-

会社との連携を求めている。

具体的には、指針4-4において、「監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである」とされている。この趣旨も踏まえ、被監査会社に対して十分な情報提供を行い、両者間での意見交換や議論を尽くすことが重要であると考えられる。

また、先述した指針5-1の他、指針5-3では、「監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価

機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである」とされている。これは、会計監査の品質の向上のためには、企業が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査人を選任することで、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化につながる「好循環」の確立が重要との考えに基づいている。企業には、こうした監査法人の取組みを踏まえ、積極的な意見交換や情報収集を行い、監査法人について適切な評価を行ったうえで、選任することが期待されている。

在り方懇提言では、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上で、自らの財務状況を的確に把握することが不可欠であると指摘されている。第三者としての外部会計監査人との意見交換は、企業が

経営戦略を策定するにあたり、自らの財務状況を含む企業環境を理解するうえで、経営者に気づきを与え、経営者が企業経営を行ううえでもメリットをもたらしてくれるものであると考えられる。企業においては、こうした視点から、外部会計監査人との意見交換を大いに活用していただくことを期待したい。

## 5. 適用対象

コードの適用対象としては、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人を念頭においているが、それ以外の監査法人において自発的に適用することを妨げるものではない。

## 6. 当局の対応

先述した好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、金融庁では、コードを採用した監査法人における実効的な組織運営に向けた改革の実施状況をフォローアップするとともに、公認会計士・監査審査会においては、各監査法人がコードの趣旨を踏まえて構築・強化した態勢の実効性を検証していくこととしている。

また、金融庁では、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等への情報提供の一環と

して、コードを採用した監査法人をリストにして公表している。平成29年4月28日時点において、大手監査法人を含む12の監査法人がコードの採用を表明している。また、本リストを通じて、コードを採用した監査法人がウェブサイト上で公表する、コードの適用の状況や会計監査の品質の向上に向けた取組みを閲覧することが可能となっている。

金融庁としては、コードを踏まえた監査法人の取組等を資本市場の参加者等が適切に評価できる環境を整備することが重要であると考えており、引き続き、こうした情報発信を通じて、監査法人の実効的な組織運営を実現するための取組みを後押ししていくこととしている。

## 7. おわりに

繰り返しになるが、最近の不正会計事案などを受け、会計監査の信頼性が問われている状況にある。こうした中、資本市場を支える重要なインフラである会計監査の品質を向上させるため、各監査法人が、コードを実践し、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革を強力に進めていくことを期待したい。